

議案第 30 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり本町が有する債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅 田 穰

4 放棄の理由

普通財産賃貸借契約に基づく賃借料及びこれに係る遅延損害金並びに賃料相当損害金について、相手方に支払能力が無く、今後の徴収が見込めないため、権利を放棄しようとするもの。

（提案理由）

本町が有する権利（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第 96 条第 1 項 10 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。